

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「森林・観光」資源を活用した富士吉田市・西桂町地域活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県、山梨県富士吉田市及び南都留郡西桂町

3 地域再生計画の区域

山梨県富士吉田市及び南都留郡西桂町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

本地域は山梨県の南東部、富士山の北麓に位置し、中央自動車道富士吉田線や国道 139 号、国道 137 号などが交わる広域交通の要衝となっている。

富士吉田市の人口は、2010 年に 50,619 人であったのが 2015 年に 49,003 人となり減少傾向になってから初めて 50,000 人を割り込んでいる。また西桂町の人口は 2015 年には 4,545 人であったが、2020 年には 4,238 人となっており 2030 年には 3,800 人の予測で設定されている。人口減少・少子高齢化により市町村を取り巻く経済状況は大きく変化しており、新しい観点からのまちづくりへの取り組みが必要となっている。人口減少、特に生産年齢人口の減少は地域経済の規模縮小を招き、将来に渡る行政サービスにも大きな影響を与える。将来的にすべてのインフラを改修することは財政上困難であり、相乗効果のある効率的なインフラ整備を選択する必要があるため、地域産業や観光政策の観点から、利用者を意識した視点で地域の魅力を伝えるまちづくりにシフトしつつある。

2013 年に富士山が世界文化遺産に登録され、富士吉田市には多くの構成資産があり、環境変化に対する計画的な行政運営やまちづくりの推進に努めてきた。そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会や経済、人々のライフスタイルに大きな変化をもたらし、観光・産業事業も転換期を迎え、取り巻く環境が急速に変化している。特に観光面では、ICT（情報通信技術）活用による情報発信の多様化もあって訪日外国人観光客が増加しており、地域経済への貢献が期待されている。富士吉田市総合計画では地域創生として、人を呼び込むための魅力づくりやインバウンド観光など、社会環境の変化への対応を課題としてあげている。

森林の状況について、富士吉田市は総面積 12,174ha のうち森林面積は 8,516ha で総面積の 70%を占めており、人工林率は 64%である。西桂町においても、総面積 1,518ha であり、そのうち森林面積は、1,295ha で総面積の 85%を占めており、人工林率は 70%である。このように、富士吉田市、西桂町ともに総面積に占める森林面積が大きく、さらに人工林率が高いため、効率的な森林整備が必要とされている。

4-2 地域の課題

富士吉田市の人口については減少している状況だが、世帯数は増加傾向にあり、一世帯当たりの人員数については2015年には2.71人まで減少している。総世帯数の推移から核家族化や単身での生活をする人々が増加していることが伺える。このことから人口が減少している状況であるが、世帯数の増加と生活環境の変化から車の保有台数については大きな減少となっていない。そのため必ずしも、人口減少に伴って車両台数が減少するというのではなく、ライフスタイルの変化や、観光人口の増加によって幹線道路の車両交通は増加していくものと考えられる。

西桂町の道路アクセスについては広域を結ぶ国道139号と県道富士吉田西桂線が中心となり交通の基盤を形成している。これらの道路は渋滞区間がみられるため、道路拡幅や交差点の改善、接続している町道の拡幅などの観光や産業振興の基本となる安全性と利便性の高い道路網の整備が求められる。

観光アクセスについては2018年には富士吉田西桂スマートICが2022年には富士吉田忍野スマートICが開通し、富士吉田市と西桂町の高速度道路アクセスが近いものとなり、今後の観光客の集客についても期待が見込める。特に道の駅・リフレエリアは観光の玄関口となっており年間160万人を超える観光客が訪れ、周辺にはトレッキングコースなどもあり重要な観光資源となっているが、河口湖や山中湖エリアへの観光流出を占めていることが想定され、市・町内の他の周遊スポットの認知度が低いこともあり、富士山の集客力を市・町内の周遊スポットへの客数増進に繋げられていないと考えている。

富士登山の観光客が夏をピークとして、インバウンドの増加もあり大きな賑わいを見せているが、登山客の増加に伴う環境負荷や車両の増加に伴う渋滞や事故の増加も課題となっている。林道についても、観光目的の利用も多く、一般車両の通行が多いことから、安全な通行の確保が課題となっている。

また、本地域においては、自然公園法による制限を踏まえる中で、観光や保健休養、水源かん養、山地災害防止等、地域の特性を生かした森林施業を行う必要がある。しかし、木材価格の下落など林業の低迷に伴い、森林管理が不十分となり林地の荒廃が懸念されることから、より効率的な森林施業が求められている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により市道と町道と林道を一体的に整備することにより、観光スポットを周遊するルート誘導が図られるとともに観光・森林資源の活用を図る。林道の改良や舗装改良を実施し、主間伐材搬出のための大型車両の通行を確保することで森林産業の促進と環境形成が維持促進され、観光資源の保全や登山客への安全の確保につながるとともに、近年開通した富士吉田西桂スマートICや富士吉田忍野スマートIC近郊のアクセス道路を整備することで、開通したICの効果を最大限に発揮させることを目標とする。IC付近の道路改良を併せて行うことで、交通の利便性を向上させ、観光アクセスの強化、地元産業の効率化を図る。快適な観光ルートの整備により、観光振興に重要なリピ

一ト客数を増加させることができると考える。また道路整備として拡幅や舗装補修も行うことで、安全性や走行性も向上され、観光地としてだけでなく、安全で住み良いまちであるとのアピールにもなり、魅力的なまちづくりを創出することに繋がる。また、さらなる地域の活性化を目的として関連事業の「森林環境保全整備事業」や「おもてなし森林景観創出事業」等を実施する。それらの結果、富士吉田市・西桂町における人々の生活を支える社会基盤づくり及び観光入込客数の増加、森林の適切な維持管理を目指すものである。

(目標 1) 観光交流の活性化 (年間観光入込客の増加)

4, 013, 717 人 (令和 4 年度) → 5, 122, 633 人 (令和 10 年度)

(目標 2) 主間伐材の搬出量の増加 (累計)

43, 962m³ (令和 4 年度) → 92, 319m³ (令和 10 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本地域は、主要幹線道路である国道 139 号と県道富士吉田西桂線が相互のアクセス道路としての役割を担っているが、交通渋滞が頻繁に発生しており、市と町をつなぐアクセス道路としての道路整備状況はいまだ十分とはいえない。また富士吉田西桂スマート IC が開通し、高速道路からのアクセスは強化されたが、IC や幹線道路から市内を巡回する道路の整備が求められている。

このため、「市道 向原小沼線」「町道 都町 2 号線」に代表されるスマート IC の接続道路を改良し、観光アクセスの向上を目指す。また新倉河口湖トンネルへ向かう幹線道路である「市道 中央通り線」や国道 139 号と県道富士吉田西桂線をつなぐ道路である「町道 柿園倉見線」などその他 3 路線を整備することにより、安心・安全な広域ネットワークの形成を目標とする。

それによって、地域の豊富な観光資源がネットワーク化されることで観光客数の増加・滞在時間の延長を図るとともに、地域住民との交流も促進される。

さらに、森林施業における木材生産の効率化により、生産コストが抑制されることで、林業・木材産業の生産活動が向上し、林業の振興が図られる。また、地域住民の生活の利便性の向上や災害時の孤立解消への不安の払拭も図られることにより、定住・移住に向けた機運の高まりも期待される。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道 道路法に規定する市道に認定済み。() 内は認定年月日。

向原小沼線 (昭和 59 年 6 月 30 日)

中央通り線 (平成 14 年 1 月 1 日)

新屋西線 (平成 28 年 3 月 17 日)

- ・町道 道路法に規定する町道に認定済み。()内は認定年月日。
 - 都町2号線 (平成18年 3月29日)
 - 池ノ頭2号線 (平成18年 3月29日)
 - 池ノ頭4号線 (令和 1年12月16日)
 - 柿園倉見線 (平成18年 3月29日)
- ・林道 森林法による山梨東部地域森林計画書(平成30年策定・令和3年度変更・令和4年度変更)に路線を記載済み。
 - 鷹丸尾線
 - 富士山中線
 - 滝沢線
 - 俣下線
- ・林道の保全対策
 - 鷹丸尾線
 - 富士山中線
 - 滝沢線
 - 俣下線

[施設の種類] [事業主体]

- ・市道 富士吉田市
- ・町道 西桂町
- ・林道 山梨県

[事業区域]

- ・富士吉田市、西桂町

[事業期間]

- ・市町道 令和6年度～令和10年度
- ・林道 令和6年度～令和10年度

[整備量及び事業費]

- ・市町道 2.555 km
- ・林道 3.023 km
- 林道の保全対策(点検診断) 14箇所
- ・総事業費 1,142,100千円(うち交付金 563,150千円)
 - 市町道 926,000千円(うち交付金 463,000千円)
 - 林道 216,100千円(うち交付金 100,150千円)
 - うち林道の保全対策 14,000千円(うち交付金 7,000千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

	基準年 (R4)	R6	R7	R8	R9	R10
指標 1 観光入込客数の増加 富士吉田市・西桂町内の 観光入込客数(人)	4,013,717	4,214,403	4,425,123	4,646,379	4,878,698	5,122,633
指標 2 主間伐搬出量の増加 富士吉田市・西桂町内の 主間伐材搬出量(m3)	43,962	46,379	51,215	60,887	72,976	92,319

毎年度終了後に山梨県及び富士吉田市、西桂町の職員が、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市道、町道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光の振興や林業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

西桂町道池ノ頭2号線と池ノ頭4号線及び都町2号線は西桂町国土強靱化計画に明記された事業である。

(デジタル社会の形成への寄与)

無人航空機（ドローン）や地上レーザスキャナを使用した3次元測量や3次元データ対応建設機械を利用した施工などICTを活用した林道整備の推進により、事業のコスト縮減や効率化を実践していくこととしており、デジタル社会の形成に寄与する事業となっている。

道路改良の測量作業について UAV（ドローン）レーザー測量を採用することで、地形測量の作業効率化を図り、作業時間を短縮させ、データ密度の向上を図る。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「森林・観光」資源を活用した富士吉田市・西桂町地域活性化計画を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

- (1) 森林環境保全整備事業（森林資源循環利用林道整備事業・林業専用道整備事業）
- 内 容 森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となって実施する森林作業道の開設等を支援する。（林野庁支援事業）
- 実施主体 山梨県
実施期間 令和6年4月～令和11年3月
- (2) おもてなし森林景観創出事業
- 内 容 観光振興のための良好な自然環境及び景観の保全を図るため、森林景観形成・修景施業を実施する。（山梨県事業）
- 実施主体 山梨県
実施期間 令和6年4月～令和11年3月
- (3) 造林補助事業
- 内 容 木材生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の森林機能の調和を図りつつ、適正な森林の造成を計画的かつ効果的に行うための活動に対して支援を行う。（山梨県支援事業）
- 実施主体 山梨県ほか
実施期間 令和6年4月～令和11年3月
- (4) 県有林収穫事業
- 内 容 循環型社会の構築を図ることを目的に、環境負荷が少なく再生可能な資源である木材の計画的・持続的な供給を進める。（山梨県単独事業）
- 実施主体 山梨県
実施期間 令和6年4月～令和11年3月
- (5) 富士吉田市版観光DXプロジェクト
- 内 容 観光による地域消費額の向上を目的とし、キャッシュレス決済導入による観光客の周遊ルートの動向把握や需要予測に必要なデータ収集を行う。デジタルツールや観光データを活用しながら地域経済の活性化を図る。また併せて、周遊スポットにQRコードを設置し、デジタルスタンプを集めることで観光スポットへ誘導する施策であるデジタルスタンプラリー事業を適宜開催している。
- 実施主体 富士吉田市
実施期間 令和5年10月～令和10年9月（富士吉田市観光推進計画）

6 計画期間

令和6年度～令和10年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に山梨県及び富士吉田市、西桂町が速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、山梨県の山梨県観光入込客統計調査データ並びに山梨県主間伐材積調査データを用い、中間評価、事後評価の際には、これらデータから富士吉田市・西桂町の入込客数及び搬出材積量の集計を行うこと等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和4年度 (基準年度)	令和8年度 (中間年度)	令和10年度 (最終目標)
目標1 年間観光入込客の増加	4,013,717人	4,646,379人	5,122,633人
目標2 主間伐材搬出量の増加	43,962m ³	60,887m ³	92,319m ³

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
年間観光入込客の増加	山梨県の山梨県観光入込客統計調査結果より
主間伐材搬出材積の増加	山梨県主間伐材積調査結果より

- ・目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（山梨県、富士吉田市、西桂町のホームページ）の利用により公表する。